

奈良県告示第二百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成二十八年十一月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十八年十月十四日現在の地番による。）
天理市石上町三八〇番一
- 二 申請者氏名 水落昌晴
- 三 申請者住所 奈良市東登美ヶ丘四丁目一〇番八号
- 四 道路の幅員 四・〇〇メートル
- 五 道路の延長 三〇・二六メートル
- 六 指定年月日 平成二十八年十月二十一日
- 七 指定番号 郡土第二八〇六号